

○ 大分県道路交通法施行細則(昭和51年大分県公安委員会規則第2号)の一部改正(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第23条の4 省略</p> <p><u>(認知機能検査)</u> <u>第23条の4の2 法第101条の4第2項の規定により認知機能検査(法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。)を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書(第18号様式)を公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(臨時適性検査の通知) 第24条 法<u>第102条第6項</u>及び第107条の4第1項後段の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査実施通知書(第20号様式)により行うものとする。</p> <p>(適性検査の受検命令等) 第24条の2 法<u>第90条第8項</u>及び<u>第103条第6項</u>に規定する適性検査を受けべき旨の命令は、適性検査受検命令書(第20号様式の2)により行うものとする。 2 法<u>第90条第8項</u>及び<u>第103条第6項</u>に規定する医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(第20号様式の3)により行うものとする。</p>	<p>第1条～第23条の4 省略</p> <p>(臨時適性検査の通知) 第24条 法<u>第102条第3項</u>及び第107条の4第1項後段の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査実施通知書(第20号様式)により行うものとする。</p> <p>(適性検査の受検命令等) 第24条の2 法<u>第90条第6項</u>及び<u>第103条第5項</u>に規定する適性検査を受けべき旨の命令は、適性検査受検命令書(第20号様式の2)により行うものとする。 2 法<u>第90条第6項</u>及び<u>第103条第5項</u>に規定する医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(第20号様式の3)により行うものとする。</p>
<p>第24条の3～第25条 省略</p> <p><u>(認知機能検査員講習)</u> <u>第26条 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第4条第2項第2号に規定する講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申出書(第22号様式)を公安委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 公安委員会は、前項の講習を終了した受講者に対し、講習終了証明書(第22号様式の2)を交付するものとする。</u></p>	<p>第24条の3～第25条 省略</p> <p><u>第26条 削除</u></p>
<p>第27条～第33条の2 省略</p> <p>(特定任意高齢者講習(簡易)) 第33条の3 令第37条の6の2第1号に掲げる講習(講習規則第2条第1項第1号の表の一の項に掲げる者及び同条第1項第2号の表の一の項に掲げる者)に対するものに限る。以下「特定任意高齢者講習(簡易)」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>第27条～第33条の2 省略</p> <p>(特定任意高齢者講習(簡易)) 第33条の3 令第37条の6の2第1号に掲げる講習(<u>運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)</u>第2条第1項第1号の表の一の項に掲げる者)に対するものに限る。以下「特定任意高齢者講習(簡易)」という。)は、次に定めるところに</p>

- (1) 特定任意高齢者講習（簡易）は、当該講習を受けようとする者からの申出により行うこと。
 - (2) 特定任意高齢者講習（簡易）は、講習規則第2条第1項第1号の表の一の項又は同条第1項第2号の表の一の項に規定するチャレンジ講習受講結果確認書の交付を公安委員会から受けた者が受講できるものとする。
- 2 前項第1号の申出は、特定任意高齢者講習受講申出書（第28号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

（特定任意高齢者講習（通常））

- 第33条の4 令第37条の6の2第1号に掲げる講習（講習規則第2条第1項第1号の表の二の項に掲げる者及び同条第1項第2号の表の二の項に掲げる者）に対するものに限る。）は、当該講習を受けようとする者からの申出により行うものとする。
- 2 前項の申出は、特定任意高齢者講習受講申出書を公安委員会に提出して行うものとする。

第33条の5 省略

（チャレンジ講習）

- 第33条の6 講習規則第2条第1項第1号の表の一の項又は同条第1項第2号の表の一の項の規定による確認を行うための公安委員会が行う講習（以下「チャレンジ講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) チャレンジ講習は、当該講習を受けようとする者からの申出により行うこと。
 - (2) チャレンジ講習においては、コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて確認を行うものとする。
 - (3) チャレンジ講習は、免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者（75歳以上の者にあつては、法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が0以下である者に限る。）が受講できるものとする。
 - (4) チャレンジ講習で使用する車両は、施行規則第24条第6項の表の普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許の項の下欄に掲げる車両を使用して行うこと。
 - (5) チャレンジ講習の講習時間は、30分間以上とすること。
- 2 前項第1号の申出は、チャレンジ講習受講申出書（第28号様式の5）を公安委員会に提出して行うものとする。

第34条・第35条 省略

- より行うものとする。
- (1) 特定任意高齢者講習（簡易）は、当該講習を受けようとする者からの申出により行うこと。
 - (2) 特定任意高齢者講習（簡易）は、講習規則第2条第1項第1号の表の一の項に規定するチャレンジ講習受講結果確認書の交付を公安委員会から受けた者が受講できるものとする。
- 2 前項第1号の申出は、特定任意高齢者講習受講申出書（第28号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

（特定任意高齢者講習（通常））

- 第33条の4 令第37条の6の2第1号に掲げる講習（講習規則第2条第1項第1号の表の二の項に掲げる者に対するものに限る。）は、当該講習を受けようとする者からの申出により行うものとする。
- 2 前項の申出は、特定任意高齢者講習受講申出書（第28号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

第33条の5 省略

（チャレンジ講習）

- 第33条の6 講習規則第2条第1項第1号の表の一の項に掲げる確認を行うための公安委員会が行う講習（以下「チャレンジ講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) チャレンジ講習は、当該講習を受けようとする者からの申出により行うこと。
 - (2) チャレンジ講習においては、コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて確認を行うものとする。
 - (3) チャレンジ講習は、免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者が受講できるものとする。
 - (4) チャレンジ講習で使用する車両は、施行規則第24条第6項の表の普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許の項の下欄に掲げる車両を使用して行うこと。
 - (5) チャレンジ講習の講習時間は、30分間以上とすること。
- 2 前項第1号の申出は、チャレンジ講習受講申出書（第28号様式の5）を公安委員会に提出して行うものとする。

第34条・第35条 省略

別表第1・別表第2 省略

第1号様式～第17号様式 省略

第18号様式 (第23条の4の2関係)

認知機能検査受検申請書	
年 月 日	
大分県公安委員会 殿	
住 所 申請者氏 名 生年月日	
道路交通法第101条の4第2項の規定により認知機能検査を受検したいので申請します。	
受 検 日	
受 検 場 所	
備 考	
手 数 料 欄	

備考 手数料欄には、大分県収入証紙をはり付けること。

第19号様式～第21号様式 省略

別表第1・別表第2 省略

第1号様式～第17号様式 省略

第18号様式 削除

第19号様式～第21号様式 省略

第22号様式（第26条関係）

認知機能検査員講習受講申出書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住 所
申出者氏 名
生年月日

運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する講習を受講したいので申し出ます。

講 習 日	
講 習 場 所	
備 考	
手 数 料 欄	

備考 手数料欄には、大分県収入証紙をはり付けること。

第22号様式 削除

第22号様式の2 (第26条関係)

第 号

講 習 終 了 証 明 書

住 所
氏 名
年 月 日生

あなたは、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する講習を終了したことを証します。

年 月 日

大分県公安委員会 

第23号様式～第30号様式 省略

第23号様式～第30号様式 省略